

令和5年3月14日

湯梨浜町立小中学校
保護者の皆様

湯梨浜町教育委員会
教育長 山田 直樹

町立小中学校におけるマスク着用について（お願い）

保護者の皆様には、町立小中学校の新型コロナウイルス感染症感染拡大防止につきまして、ご理解・ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、保護者の皆様もすでにマスコミ報道等でご承知のとおり、令和5年3月13日以降のマスクの着用を個人の判断とするよう、政府のマスク着用の考え方が見直されました。一方で、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボード（諮問機関）において、身近な感染対策として一人一人が身に付けておくべき感染防止の「五つの基本」が下のとおり示されました。

感染防止の「五つの基本」

◆体調不安や症状がある場合は、無理せず自宅で療養あるいは医療機関を受診

- ◇職場や学校などは、体調不良による休暇等を取得しやすい環境を整備する
- ◇高齢者や持病のある重症化リスクの高い人と会う際には体調管理をより厳重にする

◆その場に応じたマスクの着用や咳エチケットの実施

- ◇マスクの着用は、他者を感染させない効果に次いで、自ら感染するリスクを下げる効果が認められる
- ◇マスクの着脱は、地域の感染状況や周囲の状況、目の前にいる人の重症化リスクなどを考慮して判断する
- ◇外出時はマスクを携帯し、必要に応じていつでもマスクを着用する

◆換気、密集・密接・密閉（三密）の回避は引き続き有効

- ◇特に不特定多数の人がいるところでは、換気、人との間隔を空ける、すいている時間帯や移動方法の選択、すいた時間の利用等により呼吸器感染症のリスクを下げられる

◆手洗いは日常の生活習慣に

- ◇食事の前、トイレの後、家に帰った時など、20秒以上かけて流水と石鹸で丁寧に洗う

◆適度な運動、食事などの生活習慣で健やかな暮らしを

- ◇適切な生活習慣を理解して実行する
- ◇特に基礎疾患のある方は、かかりつけ医などのアドバイスを参考に体調管理に気を付ける

現在のところ、政府のマスク着用の考え方の見直しに応じた学校における新型コロナウイルス感染症予防ガイドラインは発表されていませんが、**3月中の町立小中学校のマスク着用はこれまでどおりの対応を維持することとします**ので、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、4月以降の対応につきましては、後日、連絡させていただく予定です。

【 裏面もご確認ください 】

特措法第24条第9項に基づく要請

（地域：県内全域、期間R5.3.13～5.7）

3月13日からマスク着用の考え方が見直されますが、ウイルスが無くなったわけではなく、また、新規陽性者数の下げ止まり傾向が見られるなど予断を許さない状況ですので、引き続き、基本的な感染対策の徹底をお願いします。

■場面に応じた適切なマスク着用への協力を

マスク着用は個人の判断に委ねることを基本としますが、高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐため以下の場面では引き続きマスク着用をお願いします

- 医療機関の受診・訪問時及び高齢者施設等の訪問時
- 事業者、お店、イベント主催者等から着用を求められた時
- 症状がある方、陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は外出を控え、通院等やむを得ず外出する際は人混みを避け、マスクを着用

■基本的な感染対策の徹底を

- 感染リスクを下げるため、密を避けて人と人の距離の確保（2m程度）
- エアロゾルを意識した換気・手洗い・手指消毒の徹底
- 感染、重症化、後遺症予防のため、できるだけ速やかにワクチン接種

■お出かけの際は、感染対策のレベルアップを

- 県外往来や大きなイベント参加の際は積極的に無料検査を受検（当面3月31日まで）
- 歓送迎会などの会食の際は、感染対策が徹底されたお店を利用
- 人ごみなど密な場所への立ち入り時には特に注意
- 症状がある場合は、出勤や登校を控えるとともに、必要に応じ医療機関を受診

13

保育施設等におけるマスク着用の見直しについて

【現場の声に基づく考え方】

現場での意見を踏まえ、年度内は従来どおりの扱いとし、新年度以降はマスク着用はその場に応じて適切に選択してください。

【3月31日まで】従来の取扱いのとおりとするが、保護者や施設の判断でマスクを外すことも可能とする

- ・2歳未満児 着けない
- ・2歳児、3歳以上児 発達状況等に応じて可能な範囲でマスクを着用

【卒園式の扱い】

- ・マスクを外して実施する場合は、適切な距離の確保や発声を可能な限り控えるなど感染対策を十分に徹底。
- ・国歌の合唱時に感染防止対策を優先すべきと判断した場合は、マスク着用などを講ずること。
- ・来賓や保護者に対してはマスク着用を求めないこと。

【4月1日以降】マスク着用はその場に応じて適切に選択してください

- ・ただし、感染のリスクが比較的高い活動時（園児による合唱、密集する運動等）においては、手指消毒等基本的な感染対策を実施する他、常時換気を行う、向かい合っの歌唱は控える、園児同士の距離の確保等の対策を行うことを求める。
- ・園外活動において、重症化リスクが高い施設（高齢者施設等）を訪問する場合においてはマスク着用を推奨する。
- ・感染不安を抱き、マスク着用を希望する子どもや保護者に対して、マスクを外すことを強いることのないようにする。

【政府のマスク着用の考え方の見直しの概要】

・厚労省(保育所) ・内閣府(認定こども園)	3月13日から	・2歳未満児はマスク着用を求めない ・2歳以上児もマスク着用を求めない	※感染不安から引き続きマスク着用を希望する者に対して、意に反してマスクを外すことを強いることがないよう配慮が必要
・文科省(幼稚園)	4月1日から	・マスク着用を求めない	

8